令和８年度

東京都観光ボランティア
募集要項

東京都産業労働局観光部

令和８年度東京都観光ボランティア募集要項

１ 事業目的

東京都では、「東京都観光ボランティア」の活動を通じて、東京を訪れる国内外からの旅行者に東京の魅力を紹介しています。この度、令和９年度から新たに活動していただける方を募集します。

２ 活動内容

東京都観光ボランティアの主な活動は、原則として以下のとおりです（今後変更となる場合があります）。

（１）街なか観光案内（英語等）

〈金曜日・土曜日・日曜日（年末年始を除く）10 時 30 分から 16 時 30 分までの間の３時間程度〉

◆外国人旅行者が多く訪れる地域の街なかで、東京を訪れた旅行者に対して観光案内など各種案内を提供

《活動エリア（全 10 地域）》

・グループ１（①新宿、②六本木・赤坂）
・グループ２（③渋谷、④原宿・表参道・青山）
・グループ３（⑤銀座、⑥東京駅周辺・日本橋、⑦浅草）
・グループ４（⑧上野、⑨秋葉原）
・⑩臨海副都心エリア　※臨海副都心のみ、11 時 30 分から 16 時 30 分まで

（２）観光ガイドサービス（英語・中国語・韓国語・フランス語・ドイツ語・スペイン語・イタリア語）

〈月曜日～日曜日（年末年始及びゲストの申込みがない日を除く）10 時出発／13 時出発／18 時出発〉

◆外国人旅行者からのニーズが高い都内 17 ルートにおいて外国人旅行者のガイドを実施

（３）都庁案内・展望室ガイドサービス（英語・中国語・韓国語）

①都庁案内ガイドサービス〈月～金（年末年始、都庁舎点検日及び祝日を除く）10 時から 15 時まで〉

◆都庁を訪れた外国人旅行者に対し、外国語で都庁内や展望室からの景観をご案内

《案内ルート》東京観光情報センター都庁本部→熊手→東京 2020 大会アーカイブ資産等展示
→都議会議事堂→展望室（計 40 分程度）

②展望室ガイドサービス〈月～日（年末年始、都庁舎点検日及び南展望室閉館日を除く）10 時から 15 時まで〉

◆展望室を訪れた外国人旅行者に対し、外国語で景観をご案内（約 20 分）

（４）派遣ボランティア（英語等）〈活動日、活動時間は派遣先により異なる〉

◆国又は地方公共団体等が実施するイベント・国際会議等において、各派遣先でのインフォメーション活動や臨時観光案内所での活動等を実施

《過去の主な派遣先》外航客船入港歓迎行事、学会等

※情報発信　（英語）

◆SNS で観光ボランティアの活動や活動エリア等の魅力を海外向けに発信する活動を実施

３ 活動区分登録

「東京都観光ボランティア」では、皆様の希望に基づき、ご登録いただいた区分にて活動していただきます。
なお、活動区分の活動登録希望申請は、新規採用ボランティア募集時に加えて、採用後も毎年実施いたします。

（１）街なか観光案内

・「２（１）街なか観光案内」に記載のグループのうち、２つのグループに登録し活動いただきます。
ただし、臨海副都心エリアは、上記の２つのグループに加えて活動の登録ができます（希望者のみ）。
（例）グループ１、グループ３、臨海副都心エリアの３区分に登録
・初年度は、原則として「街なか観光案内」での活動となります。
・各グループの希望人数等の状況により、ご希望に沿えない場合もありますので、予めご了承ください。

（２）観光ガイドサービス　及び　都庁案内・展望室ガイドサービス

・原則として、活動２年目以降のボランティアが登録できます。
・英語以外の言語登録のある方の場合は、登録初年度から活動希望は可能です。
ただし、希望者数の状況等によりご希望に沿えない場合もありますので、予めご了承ください。
・また、「都庁案内・展望室ガイドサービス」と「観光ガイドサービス」は、同時に登録希望ができませんので、予めご了承ください。

※「派遣ボランティア」は各団体の依頼に基づき随時募集するため、活動区分登録はありません。
※「情報発信（英語）」は活動２年目以降のボランティアが登録できます。

４ 活動日の決定方法

（１）街なか観光案内、都庁案内・展望室ガイドサービス

・活動の前月の指定日までに活動希望日をご申請いただき、その申請結果に応じて、活動シフトを決定します。

（２）観光ガイドサービス

・活動の前々月を目安に活動希望日をご申請いただき、申請結果及び旅行者からの申し込みに応じて、
事務局から活動依頼のご連絡をします。

（３）派遣ボランティア

・イベント、国際会議等主催者からの活動依頼に応じて、登録者に情報提供を行い、活動希望者を募集します。

※「情報発信」は前月の指定日までに原稿案をお送りいただき、選定された原稿については、ネイティブチェックなどの校正を行います。

５ 活動開始日

令和９年４月１日（木）以降

６ 活動時のユニフォーム

活動時にはユニフォームを貸与します。

7 活動費

原則、交通費相当額として、1 日 1,000 円を活動費として支給します。

※臨海副都心エリアは原則活動費 1,500 円及び現地での交通費として 1,000 円を支給します。

※「情報発信活動」に対する活動費は支給しません。

8 活動時の保険

ボランティア事務局が一括して、ボランティア保険の加入手続きを行います（ボランティアの方の費用負担はありません）。保険の適用範囲は保険契約内容に基づきます。

※「情報発信活動」はボランティア保険の対象外です。

9 募集期間

令和８年 10 月 13 日（火）14 時 00 分　から　令和８年 11 月 24 日（火）17 時 00 分まで

10 募集人数

400 名程度

※下記応募条件に基づく書類審査があります。

※申込者数が定員を超えた場合は、応募条件を満たしていても、ご登録いただけない可能性がございます。

11 応募条件

（1）令和９年３月 31 日時点で年齢 18 歳以上の方

※応募時に 18 歳未満である場合は、必ず保護者の承諾を得てからご応募いただきますようお願いいたします。

（2）都の観光スポットやボランティアガイドについて自ら学ぶ意欲を持ち、国内外からの旅行者に対し、おもてなしの心をもって活動に参加できる方

（3）外国の方とコミュニケーション可能な語学能力を有する方（別紙１「語学に関する基準」を参照）

（4）１か月に１回以上活動可能な方

（5）電子メール・電話の両方でボランティア事務局からの連絡を受けることができる方

（6）インターネット環境を有している方

（7）他のボランティアの方々や事務局スタッフと協力、尊重し合いながら活動できる方

（8）別紙２「東京都観光ボランティア活動要領」に承諾できる方

※応募条件を満たしていない場合は登録できません。

※語学習得のための研修は行っておりません。

12　申込方法

本要項の内容及び東京都産業労働局 HP をよくご確認いただいた上、申込フォームよりお申込みください（郵送等でのお申込みは受け付けておりません）。なお、お申込みに当たり、以下の書類が必要になります。

ＵＲＬ：https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/tourism/volunteer/volunteer2/

（1）【検定、資格等をお持ちの方】級・スコア等が確認できる認定書等の画像データ

以下の規格や注意事項を満たした画像データをご用意ください。（カラー・モノクロ共に可）

・データサイズは10Mbyte以内
・ファイル形式は、JPEG又はPNG
・検定資格取得が証明できるもの
（検定資格名、検定資格実施団体※、氏名、取得日、点数・級等が一画面で確認できるもの）
※検定資格実施団体は、別紙１「語学に関する基準」をご参照ください。
・鮮明である（焦点が合っている）
※級・スコア等が確認できる認定証等の画像データをお持ちでない方は、
必ず申込みフォームにて海外滞在経験等のご入力をお願いいたします。

（２）顔写真データ

ボランティア登録証作成時に使用します。
以下の規格や注意事項を満たした画像データをご用意ください。（カラー・モノクロ共に可）
・データサイズは10Mbyte以内
・ファイル形式は、JPEG又はPNG
・６か月以内に撮影されたもの
・フチなし
・応募者本人のみが写っている
・正面を向き、申込者本人の顔がはっきり確認できる（顔に影がない）
・無帽、無背景で、頭部全体が写っている
・鮮明である（焦点が合っている）
・スマートフォンやデジタルカメラ等で撮影した写真は可
・パスポートや運転免許証など、公的証明書写真の二次利用は不可
※マスク等で顔を覆わないように、お願いいたします。

13 今後のスケジュールについて

（１）選考結果のお知らせ

令和９年１月７日（木）（予定）
※メールでお知らせいたします。
※選考結果に関する問い合わせにはお答えできませんので予めご了承ください。

（２）新規採用ボランティア研修

令和９年２月１３日（土）、１６日（火）、１７日（水）の３日間で開催
※今回観光ボランティアとして登録される方は、新規採用ボランティア研修への参加が必須になります。いずれか１回ご参加ください（研修時間は３時間程度を予定）。
※開催時間・方法や研修内容等につきましては、選考結果通知後に改めてご案内いたします。
（開催日時での参加が困難な方へもご案内いたします）
※本研修を受講された後に、各活動に必要な基本知識を学習するｅラーニング研修をご案内予定です。

14 申し込みに関する問合せ先

東京都観光ボランティア事務局　募集担当
（株式会社JTBコミュニケーションデザイン内）
TEL：03（5657）0651　（平日・土・休日　受付時間：９時～18時）

【年末年始休業日】

2026 年 12 月 29 日(火)～2027 年 1 月 3 日(日)

※申込内容確認のため、ご登録いただいた電話番号へご連絡をする場合がございます。

別紙１

■語学に関する基準

次の（1）又は（2）において、ア又はイのいずれかの基準を満たしていることがボランティア登録条件となります。

※登録後、語学研修はありません。

※資格審査は、書類審査のみとなります（面接等はありません）。

※語学に関する基準を満たしていても、応募条件を満たしていない場合は登録できません。

（1）日本人の方は、次の外国語等の基準を満たしていること

ア　言語の基準については、次に該当するものとします。

言　　語	指標となる試験等	基　　準	実施団体
英　　語	実用英語技能検定	準１級以上	（公財）日本英語検定協会
	国際連合公用語英語検定	Ｂ級以上	（公財）日本国際連合協会
	ＴＯＥＩＣ	７３０点以上	（一財）国際ビジネスコミュニケーション協会
	ＴＯＥＦＬ	５５０点以上（PBT） ２１３点以上（CBT） ７９点以上（iBT）	ＥＴＳＪａｐａｎ合同会社（旧ＥＴＳ）
中国語	中国語検定試験	２級以上	（一財）日本中国語検定協会
	漢語水平考試（ＨＳＫ）	５級以上	ＨＳＫ日本実施委員会
	中国語コミュニケーション能力検定（ＴＥＣＣ）	５５０点以上	（株）空間概念研究所
韓国語	韓国語能力試験	４級以上	（公財）韓国教育財団
	「ハングル」能力検定試験	準２級以上	（特非）ハングル能力検定協会
フランス語	実用フランス語技能検定試験	準２級以上	（公財）フランス語教育振興協会
	フランス語能力認定試験（ＴＥＦ）	Ａ２以上	（株）日仏文化協会
	ＤＥＬＦ（デルフ・フランス語学力資格試験）／ＤＡＬＦ（ダルフ・フランス語上級学力資格試験）	Ａ２以上	日本フランス語試験管理センター
	フランス語学力テスト（ＴＣＦ）	レベル２以上	フランス国民教育省
ドイツ語	ドイツ語技能検定試験	２級以上	（公財）ドイツ語学文学振興会
	ドイツ語検定試験	Ｂ１以上	ゲーテ・インスティトゥート
スペイン語	スペイン語技能検定試験	４級以上	（公財）日本スペイン協会
	ビジネススペイン語技能検定	３級以上	（公財）日本スペイン協会
	ＤＥＬＥ（スペイン語認定証）	Ｂ１以上	インスティトゥト・セルバンテス
イタリア語	実用イタリア語検定試験	３級以上	（特非）国際市民交流のためのイタリア語検定協会

	ＣＩＬＳ（イタリア語検定試験）	Ｂ１以上	シエナ外国人大学
	ＰＬＩＤＡイタリア語資格試験	Ｂ１以上	ダンテ・アリギエーリ協会
上記各言語	全国通訳案内士	合格	（独）国際観光振興機構

※上記の言語に加えて、他の言語も習得している場合は、申し込み時にその旨記載してください。

イ　有用な経験

海外滞在経験 （海外留学経験も含む）	海外で合計１年以上外国語を使用して生活をした経験（海外留学経験も含む）があり、外国語による会話が堪能で外国人旅行者等とのコミュニケーションを図れる方

（２）外国人の方は、次のア又はイのいずれかを満たし、かつウの基準を満たしていること

ア　日本語の基準については、次に相当するものとします。

言　　語	指標となる試験等	基　　準	実施団体
日本語	日本語能力試験	Ｎ２級以上	日本国際教育支援協会

イ　有用な経験等

その他	日本語の検定の資格はないが、日本で合計１年以上生活しており日本語が堪能で外国人旅行者とのコミュニケーションが図れる方

ウ　母語が募集言語にあてはまらない場合

別紙１（１）アの募集言語を母語としない方で、母語以外の言語登録を希望される方は、別紙１（１）アの各国言語のいずれかの基準又は同イを満たすこと

別紙２

東京都観光ボランティア活動要領

平成 31 年 4 月 1 日付 30 産労観受第 974 号
改正令和６年５月 27 日付６産労観受第 203 号
改正令和８年４月１日付８産労観受第 80 号

（総則）

第１条　東京都観光ボランティア活動要領（以下「本要領」という。）は、東京都（以下「都」という。）が募集する東京都観光ボランティア（以下「ボランティア」という。）の登録に関する事項及びボランティアの活動（以下「本活動」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（本活動の目的）

第２条　本活動は、東京を訪れる国内外からの旅行者が、快適に観光が楽しめるよう、旅行者の多様なニーズに対応し、きめ細かい観光案内と東京の魅力を紹介することを目的とする。

（本活動の管理）

第３条　本活動の管理は、都が委託契約をする事業者がこれを行うものとする。

２　前項における事業者は、本活動の管理を行うに当たり、観光ボランティア事務局（以下「事務局」という。）を設置する。

（本活動の内容）

第４条　本活動の内容は、次の各号のとおりとする。

（１）都庁案内・展望室ガイドサービス
（２）観光ガイドサービス
（３）街なか観光案内
（４）派遣ボランティア

２　ボランティアは、東京における観光及び前項各号に規定する活動内容について、都や事務局が行う情報発信等への協力活動を行うものとする。

（遵守事項）

第５条　ボランティアは、本活動を行うに当たり次の各号を遵守するものとする。

（１）本活動の目的を十分理解し、本要領の内容及び別途事務局の定めるマニュアル等に従い行動すること。
（２）法令を遵守するとともに、公の秩序又は善良の風俗に反する事項を目的とする行動を行わないこと。
（３）旅行者、他のボランティア、事務局及びその他第三者に対し、迷惑行為及び差別的言動を行わないこと。
（４）予め事務局の書面による承諾を得た場合を除き、ボランティア活動中に知り得た個人情報、機密情報を開示若しくは漏洩し、又は本活動以外の目的に利用しないこと。

（登録）

第６条　ボランティアになろうとする者は、別途都の定める応募様式を都に提出しなければならない。

２　前項に規定する申込みがあったときは、都は、選考・決定のうえ、ボランティアとして登録する。

（登録の取消）

第７条　ボランティアは、登録の取消しを事務局に申し出て、登録を取り消すことができる。

２　前項の規定にかかわらず、事務局は、ボランティアが次の各号の一に該当する場合は、その登録を取り消すことができる。

（１）　本要領その他マニュアル等に反する行為を行った場合

（２）　その他、ボランティアとしてふさわしくない行為が認められる場合

（３）　特段の事情がなく６カ月以上活動の申請を行っていない場合

３　前項の規定により事務局がボランティアの登録を取り消す場合は、その旨を本人に通知するものとする。

４　第２項の規定により登録を取り消した場合においても、事務局は、特段の理由があると認める場合には、ボランティアの再登録を行うことができる。

（本活動費）

第８条　都は、ボランティアに対し、本活動を行うに当たり生じた交通費等の実費相当分として、別途定める基準に従い、一定程度を支給する。ただし、第４条第２項の活動についてはこの限りではない。

２　前項の規定にかかわらず、第４条第１項第４号の活動に係る本活動費については、依頼派遣元が支給する。

（活動ユニフォーム）

第９条　事務局は、ボランティアが第４条の本活動を行う際に必要となる活動ユニフォームやＩＤ等の物品を貸与する。

２　ボランティアは、第４条第１項第１号及び第３号の活動を行うときは、貸与された活動ユニフォームをマニュアル等に従い、着用しなければならない。

３　ボランティアは、貸与された活動ユニフォームやＩＤ等の物品をボランティア登録の取消しの際に事務局に返却しなければならない。

（ボランティアサポーター）

第10条　都は、ボランティア全員が活躍できる環境を実現するため、ボランティアの中からボランティアサポーターを募集し、選任する。

２　ボランティアサポーターの活動及び任期は、都が別途定めるものとし、任期満了後は再度ボランティアの中から都が募集し、選任する。

（ボランティア保険）

第11条　事務局は、本活動を行うボランティアを被保険者とする保険に一括加入する。ただし、当該保険に係る費用は事務局が負担する。

２　ボランティアが第４条第１項の本活動中若しくは本活動に付随する活動中の事故により怪我をした場合、又は第三者に対して損害を与えた場合は、ボランティア自身が保険適用の申請を保険会社に対して行う。なお、保険の適用範囲は保険の契約の内容に基づくものとする。

３　ボランティア保険の内容については、別途事務局がボランティアに対し通知する。

（損害賠償）

第12条　ボランティアは、本活動において、自己の責めに帰すべき事由により事務局、他のボランティア又はその他第三者に対して損害を与えた場合、これを賠償する責任を負う。

（免責）

第13条　都及び事務局は、本活動に関しボランティアに生じた損害、又はボランティアが第三者に与えた損害について、都及び事務局の故意又は重大な過失に基づく場合を除き、第11条第２項に基づく保険の適用範囲を超えて損害を賠償する責任を負わないものとする。

２　ボランティア間で発生したトラブルに関して、事務局は一切責任を負わないものとする。

（本要領の変更）

第14条　都は、必要に応じて本要領を変更するものとする。変更後の本要領については、本要領の変更について事務局がボランティアに対し通知した日から１カ月経過した日より効力が生じるものとする。

２　ボランティアは、変更した本要領の効力が発生した後、本活動を行うこと（本活動に付随する行為を含む。）又は事務局から効力が発生した旨の通知を受けたときより、これを承諾したものとする。

（個人情報の取扱いについて）

第15条　都は、ボランティアの個人情報（個人情報の保護に関する法律第２条第１項に規定する個人情報をいう。）を、次の各号の目的で利用する。なお、都は、目的の範囲内において事務局及びその他委託先をして個人情報を利用することができる。

（１）本活動の登録

（２）本活動実施のために加入するボランティア保険手続き

２　都は、前項の目的の他、個人情報を利用する際は、事前にボランティアから承諾を得るものとする。なお、承諾を得る際、利用目的及び個人情報の引渡先を対象のボランティアに明示する。

（暴力団等の排除）

第16条　ボランティアは、暴力団、暴力団員（又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者）、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団をはじめ、テロリズムその他の犯罪行為を行うおそれがある団体の構成員又はテロリスト等（疑いがある場合を含む。）その他これらに準ずるもの（以下総称して「反社会的勢力等」という。）であってはならず、また、反社会的勢力等に加入しないこと。

なお、事務局は、ボランティアの応募者に関する情報を、政府機関等に照会することができる。

附　則

本要領は、平成31年４月１日から施行する。

附　則

本要領は、令和６年５月27日から施行する。

附　則

本要領は、令和８年４月１日から施行する。